

令和元年8月27日

西区役所職員の勤務時間の割振り変更について

1. 勤務時間の割振り変更を可能とする業務

(1) 西区区政会議

①区政会議は区長の所管に属する施策及び事業について、立案段階から意見を把握し適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に係る意見を聴くことを目的として、区長が区民等その他の者を招集して開催する行政運営上の会合（会議）である。

②区政会議の回数は、「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」第5条において、年2回以上となっており、西区は年3回の開催（6月、10月、1月）としている。

③区政会議の時間は、より多くの区政会議委員に出席していただけるよう午後7時から午後9時までの2時間としている。

(2) 西区教育会議に参加する場合

①教育会議は教育委員会事務局西区担当教育次長が、その所管に属する教育の振興に係る施策及び事業並びにこれに関連する分野の施策及び事業について、その立案段階から保護者及び地域住民その他の関係者等の意見を把握し適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に関し意見を聴くことを目的として開催する行政運営上の会合（会議）である。

②教育会議は、「西区教育会議開催要綱」第4条に基づき、所管施策等に関する計画及び方針に関する事項、主要なものの実績及び成果の評価に関する事項、及び予算に関する事項等について委員の意見を求めるため、年2回（9月頃と2月頃）開催している。

③教育会議の開催時間は、より多くの教育会議委員に出席していただけるよう、午後7時から午後9時までの2時間としている。

2 勤務時間変更の理由

(1)(2)とも職員の長時間勤務による健康上の問題の発生を避け、夜間の勤務による時間外勤務の軽減を図るため。

3 勤務時間の変更職員

(1) 区政会議出席職員

(2) 総務課教育グループの職員

4 勤務時間の変更

(1)(2)とも現行勤務時間9時から17時30分まで(休憩12時15分から13時まで)を12時30分から21時まで(休憩17時30分から18時15分まで)とする。

5 勤務時間変更の手続き

(1)(2)とも会議に参加させる必要がある場合は、管理監督者が担当内業務の体制確保の可否を総合的に勘案した上で、1週間以上前に当該職員へ勤務時間の変更を命令する。

6 実施年月日

令和元年8月以降